

第 1 次 改 革 プ ラ ン

3 年間の取組結果について

財政的効果額について

この表は、第1次改革プランに基づき編成を行った平成15年度から平成17年度までの予算における削減の効果額等を、第1次改革プランで定めた目標額と対比できるような形にまとめたものです。

(単位:億円)

財政フレーム試算モデル				予算			差額		
区分	H15	H16	H17	H15	H16	H17	H15	H16	H17
収支不足見込	548	513	600	547	553	656	1	40	56
従来手法(これまでの財源対策)	331	320	309	324	315	304	7	5	5
土地売却収入	40	40	40	40	38	38	0	2	2
財政健全化債の活用	57	57	57	57	57	57	0	0	0
国保会計繰出金の未計上	68	68	68	60	68	68	8	0	0
満期一括積立の繰延	111	100	89	111	100	87	0	0	2
下水道会計繰出金の抑制	55	55	55	56	52	54	1	3	1
満期一括積立繰延の影響		28	68		27	66		1	2
行財政改革の目標 1	130	210	300	144	232	320	14	22	20
歳出の見直し	120	190	250	135	212	281	15	22	31
人件費 2	40	70	100	42	88	109	2	18	9
扶助費	10	10	20	5	9	17	5	1	3
投資的経費	20	30	30	36	34	43	16	4	13
その他	50	80	100	52	81	112	2	1	12
歳入の確保	10	20	50	9	20	39	1	0	11
減債基金借入金(新規予算措置分) 3	87	11	59	79 (17)	33	98	8	22	39

()内は決算額

- 1 行財政改革の成果としては、目標額300億円に対して320億円の見直しを図り、財政フレーム試算モデルの行財政改革の目標を達成しました。
- 2 「行政体制の再整備」のうち、職員数の削減については、3年間で1,000人という目標を掲げていましたが、予算上、これを上回る1,123人の削減を実現しました。

こうした措置による財政的効果については、一般会計における人件費だけでも、3か年の合計で210億円と見込んでいましたが、これを上回る239億円の効果をあげることができました。
- 3 減債基金借入金については、平成15年度から平成17年度までの3か年において、合計157億円借入れることを見込んでいましたが、平成17年度の98億円と合わせて148億円にとどまっています。

(2) 組織機構

主な改革内容	目標	取組結果
<p>行財政改革を効果的に実施できる組織体制の拡充・強化を図ります。</p> <p>局・部・課の統廃合や事業所の類別区分の見直しを実施すると同時に、主幹・主査などの動態組織を見直します。</p> <p>組織実態に応じて、中間層を圧縮したフラットな組織を段階的に導入します。</p> <p>本庁機構と区役所の役割分担を見直し、市民の利便性の向上を図ります。</p> <p>都市再生の具体化を図るために、局の統廃合、組織の再編移管等を実施します。</p>	<p>組織改正の実施</p>	<p>平成 15 年度組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職ポスト数の見直し 局長級 6、部長級 +2、課長級 26 係長級 20 ・ 理事兼次長の廃止 ・ 総務局に行財政改革実施本部を設置 ・ 総合企画局にシティセールス担当及び都市再生・臨海部整備推進室を設置 ・ 区役所に保健福祉センター及び建設センターを設置 (平成 15 年 10 月) ・ 総合企画局に音楽のまちづくり推進担当の設置 ・ 市民局に区役所窓口サービス担当を設置 <p>平成 16 年度組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職ポスト数の見直し 局長級 1、部長級 5、課長級 14 係長級 24 ・ 総務局に人事制度改革担当を設置 ・ 総務局に危機管理室を設置 ・ 建設局に自転車対策室を設置 ・ 区役所に企画調整担当を設置 ・ 健康福祉局に病院経営管理室を設置 <p>平成 17 年度組織改正 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職ポスト数の見直し 31 ポストの減 ・ 総合計画「重点戦略プラン」の推進に向けた組織の整備 ・ 病院事業の地方公営企業法全部適用に伴う病院局の設置

(3) 給与制度

主な改革内容	目標	取組結果																									
<p>特殊勤務手当の見直し</p> <p>・社会状況の変化等により、著しく特殊な勤務と認め難いものは廃止し、勤務の特殊性が薄れたものは、見直しを行います。</p>	<p>平成 15 年 4 月 実施予定</p>	<p>平成 15 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 17 手当 手術手当、解剖手当、研究手当、霊園勤務手当、自動車整備手当等 ・支給基準等の見直し 15 手当 税務手当、病院等勤務手当、感染症病原体接触手当、放射線接触手当等 <p>平成 15 年 7 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給基準等の見直し 2 手当 生活環境現場手当、定時制勤務手当 <p>平成 16 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 1 手当 国際緊急援助手当 ・廃止 2 手当 定時制勤務手当、葬祭業務手当 <p>平成 16 年 7 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 1 手当 水処理センター等勤務手当 ・統合 1 手当 保育補助手当 ・支給基準等の見直し 5 手当 不規則勤務手当、汚泥等処理作業手当、保育士手当、福祉業務手当、理化学検査等従事手当 <p>他の特殊勤務手当については、引き続き見直し作業を継続中</p>																									
<p>給料の調整額の見直し</p> <p>・行政職給料表(2)適用職員の給与水準、特殊勤務手当の支給状況を考慮のうえ、見直しを実施します。</p>	<p>平成 15 年 4 月 実施予定</p>	<p>平成 15 年 7 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料の調整額の削減を実施 ・3 年間で 1 人当たり月額 14,600 円を段階的に引下げ <table border="1" data-bbox="774 1568 1436 1758"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>改正前</th> <th>H15 年度</th> <th>H16 年度</th> <th>H17 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>38,600 円</td> <td>34,000 円</td> <td>29,000 円</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>39,600 円</td> <td>35,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>41,100 円</td> <td>36,500 円</td> <td>31,500 円</td> <td>26,500 円</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>42,600 円</td> <td>38,000 円</td> <td>33,000 円</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	改正前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	1 級	38,600 円	34,000 円	29,000 円	24,000 円	2 級	39,600 円	35,000 円	30,000 円	25,000 円	3 級	41,100 円	36,500 円	31,500 円	26,500 円	4 級	42,600 円	38,000 円	33,000 円	28,000 円
職務の級	改正前	H15 年度	H16 年度	H17 年度																							
1 級	38,600 円	34,000 円	29,000 円	24,000 円																							
2 級	39,600 円	35,000 円	30,000 円	25,000 円																							
3 級	41,100 円	36,500 円	31,500 円	26,500 円																							
4 級	42,600 円	38,000 円	33,000 円	28,000 円																							

主な改革内容	目標	取組結果
<p>退職手当の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の支給割合を上回っている部分について見直しを行います。 	<p>平成 15 年 4 月 実施予定</p>	<p>平成 16 年 3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高支給率を 62.7 月分 59.28 月分に引下げ ・経過措置(勤続 35 年、定年・勸奨等による退職者の場合) <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 3 月 1 日 61.565 月 平成 17 年 3 月 1 日 60.415 月 平成 18 年 3 月 1 日 59.28 月
<p>高齢職員の昇給停止年齢の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給停止年齢を 58 歳から 55 歳に引き下げます。 	<p>平成 15 年 4 月 実施予定</p>	<p>平成 15 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給停止年齢を 55 歳に引下げ ・経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度 58 歳 平成 16・17 年度 57 歳 平成 18・19 年度 56 歳 平成 20 年度 55 歳
<p>期末・勤勉手当制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当に成績率を導入します。 ・管理職の期末手当と勤勉手当の支給割合の見直しを行います。 	<p>平成 16 年度 実施予定</p>	<p>人事委員会勧告に伴う引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度 0.05 月 (支給月数 4.70 月 4.65 月) ・平成 15 年度 0.25 月 (支給月数 4.65 月 4.4 月) <p>他都市の状況調査を実施し、成績率導入に向け検討中</p>
<p>管理職手当制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の職務について、その職務の困難性、責任の度合、勤務の態様等を考慮し、より職務実態に見合った手当額の設定を行います。 	<p>平成 16 年度 実施予定</p>	<p>平成 15 年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の 10%カット <p>平成 15 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務実態等に応じ、同一職位を 2 又は 3 段階に区分し、手当額に差を設けて支給 <p>平成 17 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の 10%カットの延長
<p>特別昇給制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績を適切に反映した特別昇給制度を確立します。 	<p>平成 16 年度 実施予定</p>	<p>平成 15 年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職時特別昇給 2 号給から 1 号給へ引下げ <p>平成 17 年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職時特別昇給の廃止

(4) 人事制度

主な改革内容	目標	取組結果
能力基準の策定 ・職務の遂行に求められる能力の内容・程度に応じた基準を定めます。	平成 14 年度 策定予定	国の能力等級制度の方向性が流動的なため、その動向を注視している状況である。
新任用制度の確立 ・庁内公募制度を実施するなど適材適所の人事配置を促進します。 ・能力本位の昇任・降任システムを構築します。	平成 16 年 4 月 実施予定	平成 14 年 10 月 ・庁内公募制度の導入 平成 14 年 12 月 ・希望降任制度の導入 平成 15 年 11 月 ・課長昇任選考（チャレンジコース）の実施
新評価制度の導入 ・能力基準に基づく能力評価及び目標管理に基づく業績評価のシステムを整備します。	平成 15 年 10 月 策定予定	平成 16 年度から、原則として局長級を除く職員を対象に試行を実施
人材育成・ 能力開発の推進 ・人材の育成に関する基本方針を策定します。	平成 15 年度 策定予定	平成 16 年 4 月「川崎市人材育成基本計画」を策定

(5) 公営企業の経営の健全化

主な改革内容	目標	取組結果
<p>独立採算により経営を行うことを基本とし、基準外繰出金の段階的な削減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各企業における経営健全化への取組 ・経費負担区分の見直し ・受益者負担の見直し ・基金等からの長期的貸付金の実施 	<p>基準外繰出金の段階的削減等</p>	<p>病院事業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内保育所運営経費補助金及び看護職員宿舍運営経費補助金の廃止 ・病院事業課経費補助の廃止等による基準外繰出しの削減 ・病院事業の抜本的な改善をめざして、平成 17 年度からの地方公営企業法全部適用に向けた取組 <p>下水道事業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料対象とする一般排水に係る資本費の範囲を 65% から 82% に拡大して、基準外の污水处理補助金を削減 ・施設の維持管理業務を見直し、大島ポンプ場において、職員の巡回方式を導入。市内 19 か所全てのポンプ場が巡回方式となった。 ・下水道維持補修業務を見直し、順次非常勤化を実施 ・水洗便所等設備資金貸付助成事業を見直し、私道共同排水設備敷設助成について、平成 16 年 10 月より工事費の助成率を 100% から 80% に引き下げた。 <p>水道事業・工業用水道事業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部・課の統廃合による組織機構の見直し ・未納整理業務等の委託化の推進 <p>自動車運送事業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却費等補助金の段階的削減 ・特別乗車証（敬老分）算定方法の適正化 ・行政路線等に対する補助金の算定方式の見直し ・営業所の統合及び乗務員の勤務条件の見直しによる職員数の削減

(6) 出資法人の見直し

主な改革内容	目標	取組結果
<p>出資法人の統廃合（5法人の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市場信用㈱の民営化 ・(財)中小企業・婦人会館の廃止 ・(財)博物館振興財団と(財)生涯学習振興事業団の統合 ・(財)在宅福祉公社と(財)保健衛生事業団の統合 ・(財)下水道公社の廃止 	<p>平成 14 年 7 月 実施</p> <p>平成 15 年 3 月 実施予定</p> <p>平成 17 年 3 月 実施予定</p> <p>平成 17 年 3 月 実施予定</p> <p>平成 17 年 3 月 実施予定</p>	<p>平成 14 年 7 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市場信用㈱の完全民営化 出資金の無償譲渡の実施 平成 15 年 4 月 (財)中小企業・婦人会館を廃止し、(財)指定都市記念事業公社に業務移管 平成 17 年 4 月 (財)博物館振興財団と(財)生涯学習振興事業団の統合 (財)保健衛生事業団が葬祭場の指定管理者に指定され業務内容等の相違から両財団の統合を見直すとともに、事業の共通性や関連性から(財)在宅福祉公社を廃止し、社会福祉協議会への業務移管を検討 平成 17 年 3 月 (財)下水道公社の廃止
<p>出資法人の経営改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社の経営健全化計画の推進 ・出資法人の経営状況の点検評価等の実施 	<p>出資法人の経営改善</p>	<p>経営健全化計画の推進、点検評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社保有残高 H14 年度末 819 億円 H15 年度末 712 億円(3月補正前) ・平成 13 年度は出資率 50%以上の法人を、平成 14 年度は出資率 25%以上の法人を対象に点検評価及び経営改善に向けた取組を実施 <p>平成 16 年 4 月に「出資法人の経営改善指針」を策定、今後、指針に基づき出資法人の経営改善に向けた見直しを推進</p>
<p>出資法人の積極活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センター業務の(財)ボランティアセンターへの委託 ・男女共同参画センター業務の(財)指定都市記念事業公社への委託 	<p>出資法人の積極活用</p>	<p>業務委託の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターの管理運営業務を平成 15 年 4 月から(財)かわさき市民活動センターに委託 ・男女共同参画センターの管理運営業務を平成 15 年 4 月から(財)指定都市記念事業公社に委託 <p>指定管理者の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎シンフォニーホールの管理運営業務の代行を平成 15 年 12 月から平成 20 年 3 月まで、(財)文化財団に指定 ・葬祭場(南部斎苑、北部斎苑)の管理運営業務の代行を平成 16 年 4 月(南部斎苑は平成 16 年 5 月)から平成 21 年 3 月まで、(財)保健衛生事業団に指定

主な改革内容	目標	取組結果
出資法人にかかる 情報公開の推進 ・出資率 50%以上から 25%以上に拡大	情報公開の推進	平成 14 年 12 月から情報公開の対象法人を出資率 25%以上に拡大
商法法人の経営 健全化 ・民間のノウハウの活 用、経営責任の明確 化等	経営健全化	経営健全化に向けた指導 ・川崎冷蔵(株)、かわさきファズ(株)の経営健全化に向けた 対応 平成 16 年 12 月 ・かわさき港コンテナターミナル(株)の整理手続き終了

(7) 補助・助成金の見直し

主な改革内容	目標	取組結果
補助・助成金の目的 と必要性を総点検 し、適正化に向けた 取組みを進めると ともに、必要性の高 いところには重点 的な活用を図りま す。	補助金の適正化に 向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてNPO等の活用を除き、定額的な補助を 前年度予算の 95%とし、平成 15 年度予算から一覧 表をホームページ等で公表 ・平成 16 年度は本格的な見直しの第一歩として、所管 局長等が自ら見直しに取り組み、補助率を 1/2 以下 にすることを目標としながら計画を作成し、予算に 反映 ・市民活動に関する補助金については、透明性と公正 性を確保しながら地域の公益目的を達成するため に、外部委員の審査を通して重点的な配分ができる ように「かわさき市民公益活動助成金制度」を創設

(8) 債権確保策の強化

主な改革内容	目標	取組結果
<p>滞納の状況把握と迅速・適切な対応を図るとともに、口座振替制度の奨励等、債権確保に努め、市民負担の公平性を確保します。また、収納（入）率の向上に向けた取組を強化します。</p>	<p>収納（入）率の向上に向けた具体的取組の実施</p>	<p>市税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末一斉催告時の区役所における土・日曜日の窓口開設 ・市税のコンビニエンスストア収納の開始及び口座振替の拡充策の実施などによる、納税の利便性の向上と市税収入の早期確保 <p>市営住宅使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促、明渡請求に加え、即決和解の制度及び平成 15 年度に創設した生活保護世帯の代理納付制度を活用 <p>国民健康保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間臨戸訪問徴収・電話催告等未納者対策並びに特別収納対策の拡充及び差押さえ等の滞納処分の実施 <p>保育料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促、徴収指導員の電話指導に加え、園長による納付指導を徹底

(9) 総合的土地対策の推進

主な改革内容	目標	取組結果
<p>新規取得を抑制し、買戻しを計画的に推進するとともに、「再検討用地」等については有効活用のための用途の見直しや売却を含めた対策を講じていきます。</p> <p>土地開発公社の保有地については、今後内部検討委員会を設置し、新たな土地開発公社経営健全化計画の策定のために、現行計画のローリングを行います。</p>	<p>総合的土地対策に向けた具体的な取組の実施</p>	<p>総合的土地対策に向けた具体的な取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度に「土地開発公社経営健全化計画」のローリングを実施 ・さらなる先行取得用地保有総量の縮減を図るため、平成 16 年 2 月に「第 2 次総合的土地対策計画」を策定し、着実に推進 ・供用済土地については、平成 16 年度をもって解消 ・マイコンシティ事業用地については、従来に分譲方法から事業用借地方式に転換したこと等により、平成 17 年度中に解決する見込み

(10) その他の見直し

主な改革内容	目標	取組結果
自動車事故調査業務の委託	平成 15 年 4 月 実施予定	平成 15 年 4 月実施
消防署長公舎の廃止	平成 15 年 4 月 実施予定	平成 15 年 3 月廃止
職員健康管理業務の見直し	平成 15 年 4 月 実施予定	平成 15 年 4 月実施
権限の下部移譲と事務処理の迅速化	平成 15 年度以降 順次実施予定	平成 15 年 4 月実施
健康保険料の職員負担率の見直し	平成 15 年度以降 順次実施予定	職員負担率の段階的引上げ ・平成 14 年度 29.41% ・平成 15 年度 31.51% ・平成 16 年度 33.11% ・平成 17 年度 34.69%
職員寮(戸手・溝口)、八ヶ岳少年自然の家職員宿舎の廃止	平成 16 年度 実施予定	平成 16 年度廃止
教職員住宅の廃止	平成 17 年度 実施予定	平成 15 年度廃止(子母口教職員住宅) 平成 16 年度廃止(下小田中教職員住宅)

2 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

<p>【優先順位の区分】</p> <p>A：実施条件に変化がなく、事業の進捗状況等から判断して、計画通りに実施するのが妥当と判断される事業</p> <p>B：事業の必要性、妥当性等から実施を前提とするが、事業の内容・手法・実施時期等について検討を要すると考えられる事業</p> <p>C：事業内容の妥当性、効率性等から現行計画の抜本の見直しを要すると考えられる事業、もしくは、事業熟度の点等から、今後の推移を注視する必要があると考えられる事業</p> <p>D：改革期間の3年間は着手を見送るべき事業、この間、中止、休止、廃止を含めて見直しを図る。</p> <p>* なお、アンダーバーの標記は、川崎市以外が事業主体となる事業(可能性も含む)であり、計画の再検討、見直しについては関係機関との調整等を要するもの</p>

(1) 交通体系

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
川崎縦貫道路整備（1期）事業	A	平成14年4月に浮島から殿町間約3.5kmが供用開始された。施工中の殿町～大師JCT区間について、関係機関や地元等と連絡調整を密にして、事業促進を図っている。	川崎縦貫道路 期の整備を促進し、本市の都市機能の向上や首都圏の広域道路網の形成を促進するとともに、期については、将来の高速道路ネットワーク形成の動向等を見定めながら、ルート・構造等の見直しを進める。
大師橋整備事業	A	河川管理者との協議等により、日時を要したため、完成予定年度が1年延長となったが概ね計画どおり進捗している。	平成18年度完成・上下線供用開始に向け、計画的な事業進捗を図る。
東急東横線元住吉1号踏切等関連施設改良推進事業	A	渋滞の解消、交通安全、一体化したまちづくりを目標とした事業である。東急電鉄が事業主体として、市はその費用の一部を負担し、平成12年から工事を実施している。	複々線化工事については、平成20年3月完成予定。
臨港道路東扇島水江町線の整備	B	羽田の再拡張・国際化に伴う羽田連絡道路や臨海部幹線道路の整備などと合わせて、総合的な検討を重ねている。	臨港道路東扇島水江町線の整備に向けた調査・検討に着手する。

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
小田急小田原線関連都市計画道路登戸野川線整備関連事業	A	登戸野川線小田急高架下部分は平成19年度の完成予定。	左記のとおり整備を進める。
京急大師線連続立体交差事業	C	効率的かつ効果的な事業実施のため、平成17年度より、最も費用対効果の大きい産業道路(東門前駅～小島新田駅間)区間から段階的に工事着手する。	左記のとおり事業推進を図る。産業道路との立体化について平成22年度の完成をめざす。
都市計画道路大師駅前線整備事業	C	平成11年度～14年度 用地買収・移転補償完了。工事未着手。大師駅北口交通広場を含め駅周辺の整備と一体的な整備を図る必要から関連事業の進捗を見定めた対応を図る。	大師駅北口交通広場を含め駅周辺整備と一体的な整備を図る必要から、関連事業の進捗を見定めた対応を図る。
川崎アプローチ線の整備	C	羽田空港再拡張・国際化や神奈川口構想等の臨海部再生の動きに伴い、事業効果の増大が期待されるが、事業熟度の向上が必要と判断される。これらを踏まえ、段階的な事業の進め方や中・長期的な展望、財源を含めた整備手法等について検討する。	左記のとおり対応する。
横須賀線新駅(新川崎)の設置	D	「新川崎地区都市拠点整備土地利用方策検討委員会」の提言を踏まえ中止とした。	左記のとおり対応する。

(2) 拠点整備と住宅の整備

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
川崎駅西口地区市街地再開発事業	A	平成 15 年 12 月完成	事業完了
川崎駅西口地区大宮中幸町線整備事業	A	事業実施中	平成 17 年度完成予定
川崎駅西口地区ペDESTリアンデッキ整備事業	A	平成 15 年 12 月完成	事業完了
川崎駅西口地区公園整備事業(川崎駅西口大宮・中幸町地区公共施設整備事業)	A	良好な市街地形成のため、整備地区内に公園及び緑地を整備する。	計画的に事業の推進を図っており、大宮町公園や柳町緑地等の整備を段階的に推進する。 平成 20 年度完成予定
川崎駅北口第 3 西街区市街地再開発事業	A	平成 15 年 8 月完成	事業完了
登戸駅駅舎改良及び南北自由通路整備事業	A	登戸駅駅舎の改良や南北自由通路の整備を推進する。	JR 登戸駅に直結した自由通路を整備し、駅周辺の南北市街地の連携を強化し、交通結節点としての機能強化を図る事業として工事を実施しており、平成 18 年 10 月完成予定。
鹿島田駅東部地区市街地再開発事業	A	平成 16 年 3 月完成	事業完了
組合士地区画整理事業	A	組合施行の士地区画整理事業は、現在 3 地区施行中である。	平成 17 年度に犬蔵地区、平成 18 年度に片平地区、平成 19 年度に万福寺地区の完成をめざし、事業の早期完了に向けて適切な対応を行う。
下平間周辺地区公共施設等整備事業	A	神奈川県住宅供給公社下平間団地の建替えに合わせ、公園整備を行う。	計画的に事業の推進を図っており、道路整備は平成 17 年度、公園整備は平成 18 年度の完成予定。

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
小杉駅周辺地区再開発事業	B	小杉駅周辺地区については、広域都市拠点の形成に向け、商業・業務、文化交流、都市型住宅等の多様な都市機能の集積を図ることとし、地区計画(再開発促進区等)による土地利用転換の適切な誘導や市街地再開発事業等の手法を活用し、民間活力を積極的に導入し、都市拠点整備を効果的に推進する。	小杉駅南部地区 ・グランド地区 平成17年度工事着手 中原市民館等併設 ・南口地区西街区 平成18年度工事着手 中原図書館等併設 ・南口地区東街区 平成19年度工事着手 東部地区 ・中原消防署 平成18年度工事着手 中丸子地区 平成19年度完成 小杉町3丁目中央地区は準備組合の支援、小杉町3丁目東地区では地元協議に取り組む。
登戸土地区画整理事業	B	仮換地指定面積が42%進捗し、一部街区の整備が整い、まちの姿も変わりつつある。限られた財源の中で計画的に事業を進める。	登戸土地区画整理事業を推進するとともに、登戸駅の駅舎改良や自由通路の整備を進め、交通機能の向上と鉄道による地域分断の改善を図る。また、関連する向ヶ丘遊園駅周辺については自由通路の整備や駅北口における民間再開発を支援し安全で快適な拠点地区の形成を推進する。
公営住宅整備事業	B	経営的視点を重視し、借上方式を含めた新規拡大の休止や既存住宅ストックの効果的な建替え、改善の実施、事業量の平準化、指定管理者制度の導入など、市営住宅の整備及び運営管理の効率化を図る。	左記のとおり事業を推進する。 公営住宅の建替えに際しては高齢者世帯や子育て世帯の安心な生活に資する施設や地域の住環境の整備を促進するとともに、住宅のセーフティネットとして一層有効に機能するよう、新たな入居・管理システムの導入・厳正化を図る。

事業名	1次 改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
鹿島田駅西 地区市街地 再開発事業	C	社会経済情勢等の変化から、都市計画決定している第一種市街地再開発事業の区域の縮小または廃止を検討し、関連する都市計画の変更も行う。また、見直しにより、個別の建て替えによる市街地の改善の必要性が高まるため、道路空間を確保する方策などを検討し、地元権利者に対する相談、支援を行っていく。	左記のとおり対応する。 平成 17 年度 都市計画変更 平成 19 年度 事業計画策定
新川崎地区 土地区画整 理事業	C	学識経験者や市民代表からなる土地利用方策検討委員会の提言を基に、都市計画手法により、民間活力等の導入による適正な市街地整備を誘導するとともに、道路・交通広場・デッキ等の都市基盤の整備を推進する。	新たな地区整備計画に基づき、民間開発の適切な誘導と交通広場などの都市基盤施設の整備により、研究開発、産業の創出・育成、商業、都市型住宅などの諸機能が集積した新たなまちづくりを推進する。
川崎駅北口 第 2 街区市 街地再開発 事業	C	再開発など、事業実施に向けた地元協議を進める。	左記のとおり事業調整を図る。
柿生駅周辺 地区再開発 等事業	C	柿生駅東口地区市街地再開発準備組合では、地区内の地権者の合意形成をめざし活動してきたが、事業を進めるための合意形成が図られていない状況である。	再開発区域内外の土地所有者の意向を踏まえながら、勉強会を立ち上げ、その意見をまちづくりに反映する。

(3) 施設の建設

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
北部医療施設の整備	A	建設工事	平成 17 年度完成予定
義務教育施設改築事業 (直接施工)	A	学校の改築については適正規模、適正配置を勘案し推進するとともに、改築予定校 5 校について、平成 16 年度で 1 校工事着手、1 校実施設計、残りの 3 校は平成 17 年度中に整備方針を決定する。	新築 2 校着工、改築 3 校着工
特別養護老人ホーム整備事業	A	整備目標 31 か所 2,522 床のうち、5 か所 610 床具体化〔開設 2 か所、建設中 2 か所、計画 1 か所 計 270 床増〕	開設 3 か所〔5 か所 610 床のうち、建設中 2 か所、計画 1 か所分 計 340 床増〕
義務教育施設先行改築校舎等買取事業 (まちづくり公社施行)	A	仮称土橋小の新築工事 平成 17 年度完成予定。高津小、中野島小、稲田小、西生田小、今井中の買取	仮称土橋小学校の新築事業。完成済の小中学校 2 校(古市場小)、中学校 2 校(宮崎中・富士見中)、高等学校 1 校(橘高)を順次取得していく。
南部葬祭場整備事業	A	平成 15 年度完成	事業完了
日吉出張所・市民館図書館分館建設事業	A	日吉出張所・日吉健康ステーション：平成 15 年 5 月移転 市民館・図書館分館：平成 15 年 7 月開館	事業完了
高津消防署改築事業	A	建設工事中	平成 17 年度完成予定
保育所整備	A	保育所待機児童の解消をめざして認可保育所を整備〔新設 6 か所、増設 1 か所 定員 780 人増〕	新設 7 か所ほか増設などにより定員 835 人増
川崎駅西口市民文化施設整備事業 (ミュージア川崎シンフォニーホール整備事業)	B	「音楽のまち・かわさき」のシンボルとして、市民の文化活動を多面的に推進する。 平成 15 年 12 月取得、平成 16 年 7 月開館	事業完了
宮前スポーツセンター建設事業	B	建設工事中	平成 17 年度完成 平成 18 年度開館予定

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
リサイクルパークあさお建設事業	B	環境影響評価の実施及び平成19年度の工事着工をめざし施設基本設計、詳細設計等を行う。	左記のとおり事業を推進する。
中原消防署改築事業	C	小杉駅東部地区において民間宿泊施設との複合施設として移転改築を行う。	平成19年度完成予定
環境科学総合研究所の整備	C	基本計画報告書の改訂を受け、緊急整備地域(南渡田地区)における民間事業主体による整備方法の検討を行う。	最近の社会経済環境の変化を踏まえ、公害研究所、公害監視センター及び衛生研究所の3機関統合の必要性等について再検討するとともに、環境技術情報システムなど新たな機能を含めた基本計画を再構築する。平成20年度に供用開始をめざし、民間事業主体による整備手法の検討を行い、詳細設計を策定する。
多摩スポーツセンターの整備	D	多摩区のスポーツ振興については、スポーツセンターと総合型地域スポーツクラブとの連携を図るため地域での検討を進めているが、多摩スポーツセンターの整備については、規模、整備手法などについて今後検討を進める。	平成17年度:施設整備の基本構想を策定 平成18年度以降:基本構想に基づく取組推進
中央図書館の整備	D	中原図書館に中央図書館の機能を一部整備する。中央図書館としての整備は中止する。	小杉駅南口地区西街区の再開発ビル内において、中央図書館的機能を備えた中原図書館の再整備を進める。
青少年科学館の改築	D	当面は、施設の改修、補修により適切な維持管理に努め、改築については更に検討を進める。	左記のとおり対応する。
井田病院の改築	D	2次救急医療及びがん医療をはじめとする専門的な成人疾患医療を担う病院としての機能特化を進め、川崎病院、多摩病院との機能分担により平成17年度から一般病床を縮小し診療機能の重点化を図りつつある。	一般病床を縮小し、医療機能の重点化を図り、2次救急医療を含めたがん診療を中心とした専門的な成人疾患医療を担う病院として機能特化を進め、地域がん検診拠点病院の国の指定をめざすとともに、医療需要や資金計画の点検を踏まえ再編整備を行う。
総合物流ターミナルの整備(ファズ2期、3期)	D	ファズ1期計画については、一定の成果が認められたが、2期、3期用地については、暫定的土地利用を図りながら、川崎港の物流機能強化に向けて、港湾物流動向の調査・研究を行った。	東扇島の物流機能の強化に向け、ファズ2期3期計画の見直しを行ない、土地利用方策の検討や企業誘致に向けた取り組みを進める。

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
コンテナ耐震バースの整備（第2バース）	D	社会経済情勢や貨物量の動向を見極めながら、今後判断することとし、当面は第1バースの機能維持に努める。	左記のとおり対応する。
消防訓練所の整備	D	現在北部にも訓練場がある中で、新たに南部に整備が必要とされる、機能、設備、規模等の整理を行った。	訓練施設及び規模についての見直しを図り、消防署の改築事業が終わってからとする。
剪定枝・廃食用油資源化施設の整備	D	処理技術等の推移を見守る必要があることから、当面中止する。	左記のとおり対応する。
市民保養所の整備（南伊豆・東和町・東伊豆）	D	南伊豆、東和町での新規施設の建設中止を決定。南伊豆について平成18年度を目途に土地開発公社による直接売却を行い、東和町については地元自治体等と売却を含めた用地処分策の検討を進める。東伊豆については、平成17年度に売却する。既存保養所については平成16年度末で廃止する。	左記のとおり実施する。

(4) その他事業

事業名	1次改革	3年間の検討、進捗等	総合計画における位置付け等
供用済用地の土地開発公社からの買戻し	A	計画的買戻し	平成 16 年度をもって終了
浮島 2 期廃棄物埋立護岸整備事業	A	平成 16 年度には第 2 ブロックが完了し、建設発生土等の受入が可能となった。 また、平成 16 年度に実施する C 護岸の基本設計により、護岸全体の基本設計が完了する。	平成 21 年の羽田空港の再拡張に合わせて、地盤改良工事を完了させる。
義務教育施設耐震補強事業	A	平成 14 年度 9 棟 平成 15 年度 11 棟 平成 16 年度 15 棟	平成 17 年度 17 棟 平成 18 年度 30 棟 平成 19 年度 30 棟
向ヶ丘遊園跡地(生田緑地整備)	C	生田緑地整備基本計画を平成 16 年度末までに策定し、この計画に基づいた整備を推進する。平成 16 年度は全体 7.4ha のうち約 42% の 3.1ha を取得。今後も用地取得を進める。 ・ばら苑及び周辺区域の一部約 4.6ha について事業認可区域に編入した。 ・ばら苑及び周辺区域以外の跡地の活用について、平成 16 年 11 月末に小田急電鉄(株)と基本合意書を締結した。	今後は基本合意書に基づいた事業の具体化を図る。 平成 18 年度 土地利用計画策定及び都市計画決定区域の変更
五反田川放水路整備事業	D	区分地上権取得にあたっての任意交渉を進めるとともに、事業認定取得に向け国・県との調整を進めた。また、事業費の平準化についての検討を行った。	事業認定取得のため国・県と調整を行い、区分地上権の取得と工事着手に向け取り組む。

3 市民サービスの再構築

(1) 市民参画による地域主体のまちづくり

諸方策	具体的な内容	取組結果
市民利用施設のネットワーク化	市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家等の施設を、市民の生涯活動と地域コミュニティの拠点として位置づけ、市民に身近な施設を地域の実情に応じて、より有効に利用できるよう区役所を中心に運営を行い、関連施設のネットワーク化により多機能化し、有機的連携を図ります。	次のとおり検討 <ul style="list-style-type: none"> 区における市民利用施設のネットワーク化について、各区に設置されている市民館をはじめ、各中学校区に設置を進めてきたこども文化センター、老人いこいの家等について、目的別施設としての機能に加え、施設の有効活用を図る観点からのネットワーク化や市民活動団体の活動の場としての提供について検討を実施
市立学校施設の複合化・有効活用	地域コミュニティの中心的な場の環境を持つ市立学校施設の物理的空間と時間的空間の有効活用を図るため、改築等に際しては福祉施設等の異なった機能の施設を合築することや、市民の自主的な生涯学習・生涯活動・地域コミュニティの場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めるとともに、既存の市立学校施設においても、余裕教室の活用や利用されない休日や放課後における市民活用を積極的に進めます。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 義務教育施設の複合化に着手 <ul style="list-style-type: none"> 川中島中：平成 14 年度 基本構想 平成 15 年度 実施設計 平成 16 年度 着工 (保育所と複合化) 橘中：平成 16 年度 実施設計 (保育所と複合化予定) 「学校施設有効活用プロジェクト」を設置し、学校施設を地域住民の活動拠点としていくために、学校施設開放事業の現状把握、管理体制等の課題整理、今後の有効活用のあり方を検討 特別教室・学校図書館の有効活用の促進及び市民主体による管理運営モデル事業の実施に向けた取組を推進
地域人材の積極的な活用	これまで専ら行政が担ってきたサービス提供については、成熟した市民(ボランティアやNPOなど)の自己実現と社会還元を促すため、社会福祉や学校教育、生涯学習等に関して、新しいタイプの住民参加とコミュニティ活動の支援とネットワーク化を進めるとともに、市立学校においても地域の有意な人材の積極活用や、市立学校の教育環境を地域で有意義に活用することを進めます。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 全市的な活用可能事業の整理と体系化に向け検討 市民主体で、シニア能力の活用に向けたしくみづくりや具体的な活動モデルを検討するため、ワークショップを開催 市立学校において教育ボランティアや特別非常勤講師として地域人材を活用

諸方策	具体的な内容	取組結果
地域子育て支援体制の確立	<p>地域における自主的な子育て機能の充実強化に向けて、子育て家庭への相談指導や情報提供、子育てサークル及び子育てボランティアの育成など地域特性に応じた支援システムを確立するため、教育委員会所管の「子育て広場」と健康福祉局所管の「地域子育て支援センター」等の地域子育て支援に関する施策の機能・体制を一元化するとともに、こども文化センターなどの地域拠点施設も活用した、専門的な立場からの子育てアドバイスが可能なような、きめの細かい子育て支援策の展開を図ります。</p>	<p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度に次世代育成支援対策行動計画を策定 保育基本計画に基づき、保育受け入れ枠を拡充するとともに、延長保育等の多様な保育サービスを充実 学識者、幼稚園経営者等を加えた検討組織を設置し、幼・保一元化に向けた検討を推進 「子育て広場」については、平成 17 年 4 月から健康福祉局に移管
IT を活用した情報サービスの充実	<p>各施設に設置されている専用端末で行っていた手続きを、市のホームページを介して全国どこからでも可能となるよう、公共施設利用予約システム(ふれあいネット)の再構築や、行政情報等を一方的に提供することにとどまらない双方向伝達(電子会議室等)を構築するなど、市民と行政のコミュニケーションシステムを充実して、情報社会における新しい地域経営の視点からの市民と行政の関係づくりをめざします。</p>	<p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度から粗大ごみ収集申込みや情報公開申請など 6 業務について、電子申請システムの実証実験を開始 平成 16 年 12 月から公共施設利用予約システム(ふれあいネット)のインターネットサービスを開始 平成 17 年 3 月からバスの到着予定情報等をパソコンや携帯電話で提供するシステムを井田営業所管内で先行導入 平成 16 年 12 月議会から市議会本会議のインターネット中継を開始
区の機能強化	<p>区役所窓口の改善を進めるとともに、保健福祉やまちづくりの総合的対応が図れるよう、市民の視点に立ったサービス提供機能を強化します。</p> <p>道路や公園、市民利用施設などについて区民に身近な区役所で対応が可能になるよう、身近な業務に対応する機能を強化します。</p> <p>地域のニーズを反映した行政を推進するため、区役所の調整機能や企画機能の強化を図るなど、区民と行政を結び地域特性を反映させる機能を強化します。</p>	<p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある区づくり推進事業の推進 平成 15 年度に建設センターを区役所へ編入 平成 15 年度に保健所と福祉事務所を統合し保健福祉センターを新設 各区の様々な地域課題解決に向けた予算要望制度(地域課題予算要求システム)の充実 平成 16 年度に区役所の調整機能や企画機能の強化のため企画調整担当を新設 政令市初となる ISO9001 認証を取得 (平成 15 年 11 月 高津区役所保険年金課) (平成 16 年 12 月 多摩区役所区民課) 窓口混雑期対策として、区役所区民課の休日開庁を実施 地域の総合行政機関として地域課題を解決していくために、地域の実情を考慮した施策展開や地域の視点で政策領域を横断した施策の展開、区域内における事業計画策定及び事業の実施について、区民及び区役所の意見の反映を図るなど、区長による計画等の調整機能の強化を図るための制度の創設について検討を実施

(2) 社会環境の変化に合わせた施策の再構築

事業例	見直しの方向・内容	取組結果
老人医療費助成事業	少子高齢化の進展に伴い、受益者と負担者の構成が相対的に大きく変化しており、国の抜本的な医療制度改革が実行段階になっている状況の中で、市独自で対応してきた本事業については、本来医療制度は国により全国一律に保障される必要があるという考え方から見直します。	次のとおり検討 ・国における新たな高齢者医療制度創設の動向を注視し、事業のあり方について検討を実施
長寿高齢者に対する敬老祝事業	制度が創設された昭和30年代半ばと比較して、平均寿命は12～14歳延びており、また高齢化率も5.7%から17.5%と3倍を超える状況下において、祝金品の贈呈は、もはや本来の政策目標を果たした事業となっています。今後、緊急性・重要性の高い施策に財源を移転する必要があるという考え方から見直します。	次のとおり実施 ・平成15年度から77歳以上の全高齢者に対して金銭を支給する方式から、77歳・88歳の節目及び99歳以上の方に限定し、市内特産物等の品物を贈呈する方式に変更(77歳3,000円相当、88歳10,000円相当、99歳以上20,000円相当)
寝たきり老人等に対する介護援助手当	在宅の65歳以上の寝たきり老人等に対する月額10,000円の手当の支給ですが、「家族介護から社会介護へ」という基本的な考え方から介護保険制度が発足したことに鑑み、基礎的自治体の金銭給付的事業のあり方という観点から見直します。	次のとおり実施 ・介護保険制度が定着してきたことを受け、平成15年7月から国基準(家族介護慰労事業)の要件(要介護度4・5、一年間介護サービス受けず)に移行
生活保護受給者に対する夏期年末慰問金	扶助費そのものや、他の公的制度(社会保険料、保育料、住民税等の減免など)の充実により、ナショナルミニマムは達成されているとの認識に立ち、経済的自立を促す「自助」の観点からも見直します。	次のとおり実施 ・夏期年末慰問金事業を平成16年度に全廃
介護保険制度を補完するような経過措置的ホームヘルパー派遣事業	介護保険制度の円滑な導入を図るために実施してきた過渡的な事業であるという認識に立ち、事業の時限性の観点から見直します。	次のとおり実施 ・国においてひとり暮らし等による虚弱高齢者の自立生活支援策として「軽度生活援助事業」が事業化されたことに基づき、平成15年度に「自立生活支援ヘルパー派遣事業」と「要介護者生活援助者ヘルパー派遣事業」へ移行する見直しを実施
低所得者に対する生活資金貸付事業	低所得世帯を対象に、病気や失業の際の生活資金として貸付を行ってまいりましたが、他の制度充実等に伴い市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。	次のとおり検討 ・国の類似制度(緊急小口資金貸付制度)実施に合わせて廃止する方向で検討していたが、国制度が代替できないことから当面現状維持
交通災害共済事業	同種の民間保険・共済事業の充実と加入者減(加入率26.2%)により、制度を維持する必要性が薄れてきたことから、市が行うべき事業かどうかという観点から見直します。	次のとおり実施 ・交通災害共済運営協議会からの答申を踏まえ、平成15年8月をもって廃止(平成14年12月議会において、廃止条例可決)

事業例	見直しの方向・内容	取組結果
市民保養所事業	時代状況の変化とともに当初の設置目的も失われており、また旅行・保養については民間事業者が適切な価格で広範なサービスを展開していることから、市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。	次のとおり実施 ・既存施設は平成 16 年度末で廃止（平成 16 年 9 月議会において、廃止条例可決） <方針> 東伊豆・・・売却 箱 根・・・3 年間民間事業者に貸与 八ヶ岳・・・教育施設へ機能転換
生涯学習事業(各種講座等)	学習の成果が個人の資格取得や利益に帰着する講習等については、税負担の公平性とともに民間での受け皿が十二分に整備されてきたことなどから、市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。	次のとおり実施 ・学習成果の社会還元といった視点から、平成 14 年度で成人学校 117 科目を廃止し、「市民自主企画事業」と「市民自主学級」を新設
基本健康診査事業	自らの健康は自らの責任において保持することを基本的な考え方として、行政の役割は主に広報・啓発に重点を置くよう転換し、本事業に係る選択検査等については市民自らの責任という観点から見直します。	次のとおり実施 ・平成 15 年度に医学的見地・費用対効果の観点から、選択項目数を 25 項目から 15 項目に削減するとともに、保健所での実施を廃止
三田・向丘診療所	北部医療施設の整備に合わせ、施設の必要性について抜本的に見直します。	次のとおり検討 ・多摩病院の開設を契機に廃止することとし、跡地利用を含めた検討を実施
がん検診センター	医療機関の充実・所期の目的を達成したこと等から事業の時限性という観点から見直します。	次のとおり実施 ・平成 16 年度からがん検診センター機能を井田病院へ移転
民間福祉施設等の運営	運営に要する経費負担について、公立施設とともに、国基準との関係から見直します。	次のとおり実施 ・特別養護老人ホーム等に対する運営費加算については、介護保険制度移行に伴い、これまで激変緩和策を講じながら逡減措置を行ってきたが、平成 15 年度で終了 ・障害、児童等他の福祉施設についても、経過措置を設けて段階的縮減を実施

(3) 効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築

事業例	見直しの方向・内容	取組結果
明望園 (身体障害者授産施設：直営)	施設改築時に合わせ社会福祉法人に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施
陽光園 (知的障害者授産施設：直営)	施設改築時に合わせ社会福祉法人に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施
しいのき学園 (知的障害児施設：直営)	施設改築時に合わせ社会福祉法人に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施
恵楽園 (養護老人ホーム：直営)	社会福祉法人等に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・平成 17 年度からの指定管理者導入に向けて検討してきたが、養護老人ホームの制度的見直しが検討されていることから、国の動向を見極めたうえで対応
ヒルズすえなが (母子生活支援施設：直営)	社会福祉法人等に委託する方向で見直します。	次のとおり実施 ・指定管理者制度導入のための、条例改正を実施(平成 16 年 9 月議会) ・平成 17 年 4 月から導入
三田あすみの丘 (介護老人保健施設：直営)	社会福祉法人等に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・施設のあり方、事業の採算性等について検討
わーくす (授産施設：直営、一部民間委託済)	市直営の 6 ヲ所の施設については順次社会福祉法人に委託する方向で見直します。	次のとおり実施 ・多摩福祉館の移転改築(平成 18 年 4 月移転予定)を機に、民営化を図り、現有機能を充実強化して認可保育所・知的障害者援護施設・児童館を合築整備するため、建設費を補助
市立葬祭場(直営)	南部葬祭場の整備に合わせ委託化する方向で見直します。	次のとおり実施 ・北部斎苑は平成 16 年 4 月から、南部斎苑は平成 16 年 5 月から指定管理者が管理運営を代行
公立保育所(直営)	保育基本計画に従い、改築時等に民営化を推進します。	次のとおり実施 ・指定管理者制度導入に向け、川崎市保育園条例を改正した。平成 17 年 4 月から下作延中央保育園について指定管理者に管理運営を行わせるほか、多摩福祉館保育園については平成 18 年度の民営化を予定

事業例	見直しの方向・内容	取組結果
こども文化センター（児童厚生施設：直営）	財団法人に運営を委託化するとともに、児童館機能に加え、地域の市民活動支援の拠点機能を付加するなど、市民ニーズに対応した柔軟なサービス提供をめざします。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 4 月に(財)かわさき市民活動センター等へ管理運営を委託し、開館時間の延長及び通年開館を行うとともに、中高生の居場所づくりや市民活動団体の活動の場としての活用などの機能強化を実施
生涯学習事業における各種講座等（直営中心）	引き続き行政が関与すべき事業についても、可能な限り N P O や市民の自主的な参画等による効率的な運営と活性化をめざすとともに、既存公共施設の有効活用や通年開館による市民サービスの向上を図る方向で見直します。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上を図るため、平成 15 年 7 月に職員の勤務体制の見直しによる通年開館を実施 ・平成 16 年度から図書館の返却カウンター業務等について民間委託を実施
事業系ごみの収集	民間許可業者による収集の方向で見直します。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 4 月に事業系ごみを民間許可業者による収集へ移行

(4) 公平性の観点に立った受益と負担の適正化

事業例	見直しの方向・内容	取組結果
高齢者に対する敬老特別乗車証交付事業	高齢者の社会参加促進策の一環として実施してきた事業ですが、現行のように70歳以上の方々に、その状況と無関係に一律無料で配付する方式を、本人の選択制や応能負担制などの方式を含めて見直します。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年7月から応益負担制を導入 フリーパス(1か月1,000円、3か月3,000円、12か月12,000円)または乗車料金の半額割引の選択利用制に変更
福祉措置による特別乗車証交付事業	交付対象者である生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、心身障害者等については各々の福祉目的ごとに制度が充実してきており、バス乗車証無料交付の意義・必要性を検証する必要があります。必要性の高い対象者(障害者等)に対しても応能負担を求めることを含めて見直します。	次のとおり検討 <ul style="list-style-type: none"> 交付対象者ごとに意義等の検証を実施
障害者に対する民間バス乗車券交付事業	民間バスの利便性の高い地域に居住する障害者を対象にした事業であることから、上記事業の対応と連動し、応能負担を求めることを含めて見直します。	次のとおり検討 <ul style="list-style-type: none"> 上記と連動しつつ検討を実施
粗大ごみ処理手数料	これまで無料であったもの(100kg以下)を、適切な受益者負担に改める方向で見直します。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から品目の大きさにより処理手数料を徴収(200円、500円、1,000円の3段階)
事業系ごみ処理手数料	小規模事業者(1日10kg以下)に対しても、事業者処理責任の観点から見直します。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から小規模事業者に対する控除制度を廃止
仮設トイレし尿処理手数料	これまで無料であったものを、適切な受益者負担に改める方向で見直します。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から180ℓまで2,000円。180ℓを超える場合については90ℓまでごとに1,000円を加えて徴収
上下水道使用料	企業会計の健全化・効率化の取組と並行して、適切な利用者負担に改める方向で見直します。	次のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業会計では、平成16年度から平成19年度までの財政収支計画を策定し、受益と負担の適正化を図るため、平成16年4月に下水道使用料の改定を行い、使用料対象とする一般排水に係る資本費の範囲を65%から82%に拡大 平成7年10月1日から、上水は改定率25%、工水は改定率12.2%により料金改定を行い、その後料金は据え置き

事業例	見直しの方向・内容	取組結果
市立葬祭場使用料	南部葬祭場の整備に合わせて、適切な利用者負担に改める方向で見直します。	次のとおり実施 ・平成 16 年度から火葬料(市外居住者)、休憩室使用料及び斎場使用料を改定
入院時食事療養費の標準負担額に対する助成	重度障害者等に対する医療費助成の一環として実施していますが、「入院と在宅等における負担の公平化を図る観点から、家庭でも要している程度の額を自己負担していただく」という医療保険制度の趣旨を勘案し見直します。	次のとおり実施 ・平成 16 年 4 月診療分から、小児医療費、重度障害者医療費助成等の入院時食事療養費標準負担額の助成を廃止